

有料職業紹介における返戻金制度について

【返戻金制度】

「職業紹介サービス」および「職業紹介の付加サービス」の成功報酬については、以下の返戻金制度を設ける

1. 採用企業は、新規採用者が、自己都合（専ら新規採用者側の都合を理由とするものをいい、死亡、病気又は甲の責めに帰すべき事由によるもの等を除く。）を理由に退職した場合（以下「返還事由」という。）、当該退職の日（以下「退職日」という。）から5営業日以内（以下「通知期間」という。）に退職の事実及び退職理由を証する資料を書面又は電子メールにより弊社に通知しなければならない。通知期間を経過したときは、いかなる場合であっても、弊社は採用企業に対し本報酬の一部を返還する義務を負わないものとする。
2. 弊社は、前項の通知を受け、当該通知内容が返還事由に該当すると認めたときは、採用企業に対して、下記に従って本報酬の一部を返還する。
 - ・退職日が入社日から30日未満の場合…本報酬額の80%
 - ・退職日が入社日から90日未満の場合…本報酬額の50%

令和6年12月25日

株式会社FUNDINNO GROWTH

有料職業紹介事業許可番号：13 - ユ - 310754